

「投票区及び投票所の見直し(案)」意見募集結果

1 目的

市内投票区の公平性の確保及び投票所施設のバリアフリー化や駐車場の確保など、投票に係る環境の向上を図ることを目的に「投票区及び投票所の見直し(案)」を作成しました。この案について、広く市民の方から意見を求め、見直しの参考とするため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

平成23年11月10日(木)～12月9日(金)

3 周知方法

- (1) 広報みのかも11月1日号にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 市役所本庁舎2階 選挙管理委員会で見直し(案)の閲覧実施
- (3) 市ホームページに見直し(案)を掲載

4 意見の提出状況

- *意見提出者 1名
- *意見提出件数 3件

5 提出された意見と選挙管理委員会の考え方

<ご意見1>

意見内容	<p>以前から投票区が26箇所もあり、県内の同面積の他市(各務原市は、人口約15万人で22投票区、可児市は人口約10万人で31投票区)と比べて多すぎると思っていましたので、この度の見直し案は、原則大賛成です。</p> <p>ただ目的が明確でないため、結論が投票区のバランスから26投票区を11投票区に少なくする理由が不明確である。投票区を減らす理由が検討されていない。他市と比べて投票区が多いのか少ないのか。現状の経費は、どのぐらいで、投票区が減る事により経費はどのくらい安くなるのか。市職員の負担の軽減率はどうか等々がわからない。この(案)からは読み取れない。</p> <p>投票区を減らすことが前提なら、行政サービスが低下しても見直しをする理由を付加してはどうでしょうか。</p>
選挙管理委員会の考え方	<p>美濃加茂市においては、現在、市内26箇所の投票区で選挙を実施していますが、投票区ごとの有権者数や近接する投票所との距離など、規模や配置のバランスが取れていない状況です。また、保育園や自治会公民館など比較的小規模の施設も使用しており、施設の規模やバリアフリー化、駐車スペースなど投票所の設備についても、必ずしも十分とはいえない状況です。このため、投票区の均衡や公平性の確保を図ることを目的として、投票区については、市内全域について各地区単位(連絡所単位で市内8地区)を基準とし、投票所となる施設までの距離をおおむね3～4キロメートル以内として区域を設定したものであります。</p> <p>参考に、投票に係る経費は、現在約830万円ですが、見直しを実施した場合は、約497万円(試算)となります。また、従事する職員数は、157人から107人(試算)となります。</p>

<ご意見2>

意見内容	下古井地区の投票所が文化会館となっているが、国政選挙等は、何時あるかもしれない。文化会館は、その目的及び半年前から予約されており、投票所としては相応しくないのではと思います。下古井地区は、公共施設が当面無いのなら、例外的に神明地区は、生涯学習センターで、他地区は従来どおり、下古井公民館で実施してはどうでしょうか。
選挙管理委員会の考え方	ご指摘のように、衆議院が解散した場合、憲法の規定に基づき、解散の日から40日以内に総選挙が実施されることとなります。 この場合、文化会館で催し物等の開催が決定しており、投票所として使用することが難しい場合は、岐阜県可茂総合庁舎を代替施設として使用するなど、有権者の方々の投票に支障をきたさないように対応していきたいと考えております。

<ご意見3>

意見内容	システムを導入することにより、期日前投票が出来るから投票所を増やすでは、課題や目的がわからない。現況の説明が無い。本来むやみに期日前投票所を増やすことではないと思います。まして、各連絡所まで増やす理由はわからない。折角投票所を減らし、経費節減を狙うのなら、今までどおりでいいのではないかと思います。今回は、投票区を減らすことに主眼を置いて、期日前投票所を増やすのは次回（投票所を減らす対応策）ではどうでしょうか。
選挙管理委員会の考え方	今回の見直しにより、当日投票所が26箇所から11箇所となりますが、これにより有権者の方々の投票機会を奪うことにならないよう、期日前投票の充実にも同時に取組むこととしました。 有権者の方々にいかに投票しやすい環境を提供し、投票率の向上を図ることは選挙管理委員会の重要な課題でありますので、引き続き検討を加え、より一層、投票しやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

※問合せ先 選挙管理委員会（総務課内）電話 25-2111（内線274）